

# 自作農創設維持事業の歴史的意義

——岐阜県を事例として——

丹 羽 弘

## はじめに

本稿の課題は、岐阜県を事例として、戦間期自作農創設維持事業（以下自創事業と略称）の歴史的意義を明らかにすることである。

戦前日本資本主義をもっとも基本的に規定したものは、「低賃金と高率小作料」に象徴されるように、資本主義と地主制との相互規定的関係である。体制としての地主制の展開は、日本資本主義の発展段階とかかわっている。すなわち、日本資本主義は、本来異質のウクラードである地主制を、自己に不可欠な構造の一環として組みこむことによって確立したのであり、それだけに特殊な構造的矛盾をはらむこととなった。原始的蓄積期～産業資本確立期にいたる過程においては、本来的な構造的矛盾・対立をはらみながらも、両者は大局的にみれば、相互依存的関係が主要な側面であったが、独占資本主義段階以降には、この矛盾・対立は顕現化し、「本格的争議段階」の過程と「地主制凋落」の過程との二重の過程が進行することとなる<sup>1)</sup>。

本稿では、資本主義と地主制との矛盾・対立の側面が顕現化してくる戦間期（独占資本主義段階～国家独占資本主義段階）において実施された、自創事業の歴史的意義について検討を試みるものである<sup>2)</sup>。なお、戦後農地改革の再評価の問題とかかわって、自創事業の歴史的性格を考察することが、避けられない課題となってきたことから、自創事業と農地改革との関連についてもふれてみることとしたい。

## I 自作農創設維持事業実施までの経過

自創事業が実施されるまでの小作関係諸立法の審議内容・経過等については、小倉武一『土地立法の史的考察』にくわしいので、ここでは、諸立法の動向などについて、簡単にみておくこととする。

戦間期、農業・農村政策における基調となつた課題は、農地問題（小作問題）と食糧問題（食糧自給・米価安定）であったが、とくに農地問題は最重要課題であった。それは小作問題が、小作争議=農民運動の大衆的高揚として反体制的運動と結びつき、体制的危機を醸成したからであり、また安定的な食糧自給のためには、農地問題の解決が不可欠であったからである<sup>3)</sup>。

天皇制国家権力は、小作争議=農民運動を弾圧するため、治安警察法・警察犯処罰令・行政執行法・違警罪即決法・暴力行為取締法・治安維持法などのあらゆる弾圧法規を使って、農民運動をきびしく取り締まつた。

しかし、法規による権力的規制・弾圧のみでは、高揚する農民運動を取り締まることは不可能であった。権力内部では、地主・小作関係に一定の操作を加え、第一次大戦後の独占資本主義下において、一定の発展をとげる小商品生産者の中農層を、体制内にひきこむことによって階級矛盾を緩和し、体制的危機を回避しようとする方向があらわれたにいたつた。それは、1920年、農商務大臣の諮問機関として設置された、小作制度調査委員会であり、その会を主導し、研究・立案の中心となったのは、石黒忠篤・小

平権一らを中心とする、いわゆる「革新官僚」であった。当委員会では、1920年から23年にかけて、小作組合法案・小作法案・小作争議調停法案・自作農創設維持制度など、多岐にわたる小作関係立法の審議が行われた。

まず、小作組合法案については、1921年5月27日、小作制度調査委員会第3回特別委員会の「小作組合ニ関スル法規制定ノ要否ニ関スル審議」において、石黒忠篤幹事は、その提案理由を「小作組合ノ現状ニ於テ考ヘル必要ガアリ、又今秋開カルル國際労働會議ニモ関連ガ有リ、必ズヤ議題トナル……既ニ相当ニ発達セル小作組合ヲ、法律ヲ以テ認メ発達セシムル方ガ適當デ且便宜デアル<sup>9)</sup>」と述べている。しかし、地主側委員から「カカル（小作）組合ヲ認メルコトハ、小作權ノ擁護ニハ宣シイガ、之ニ対抗スル地主ノ為メニ地主会ヲ認メナクテハナラナイ……此ノ如ク一方ハ地主階級、他方ハ小作階級ト云フ區別ヲ判然ト作ルノハ重大問題デ、将来思ハザル禍ガ生ズルヤモ計リ難イ<sup>10)</sup>」（山田委員）（傍点および（ ）内は筆者、以下同じ）といった反対意見が強調され、「小作法ヲ（小作組合法より）先ニ審議スル<sup>6)</sup>」（岩田・山崎・横井委員など）こととなった。こうして小作組合法制定については、単にその「要否」が審議されたのみで、具体的な内容についての審議にはいたらず、たなあげにされた。

ついで「小作法」制定問題が審議されることとなつた。石黒・小平幹事によって、1921年6月、小作制度調査委員会第4回特別委員会に提出された「第一次小作法案研究資料」は、「小作人の土地に対する関係を小作權として、これに第三者に対する対抗力を与え、永小作以外の小作權の存続期間を十五年以上とし、かつ小作權の消滅を著しく制限し、譲渡の自由を認め、相当地主料の小作審判所による判定の制度を設ける等<sup>7)</sup>」の諸点において、いずれの小作法案よりも革新的な内容をもつていた。すなわち、「地主的土地位所有権に一定の制限を加え、小作權に一定の保護を与えて、耕作權の確立を企図したもの<sup>8)</sup>」であり、「國家権力の側から、農業生産力の事実上の担い手として成長しつつあった、自

小作中農層の同意を獲得しつつ、彼らを社会的支柱とすることをつうじて、支配体制の近代化を達成せんとする方向<sup>9)</sup>」を示すものであった。

このように当小作法案は、寄生地主制を批判し、その制限において実現をはかろうとするものであったので、地主側委員からの強い反対により、第二次案（1921年7月）、第三次案（同年9月）と修正を余儀なくされた。かくして同年10月、「東京・大阪朝日新聞による第三次案のスクープを契機とする、地主団体の猛烈な反対運動、日農の第三次案への反対とその修正運動の展開という事態<sup>10)</sup>」のもと、第6回特別委員会（22年2月）では、地主側委員による全面的修正、さらには小作法案審議を小作調停法の審議に切りかえようとする意見が提出された<sup>11)</sup>。最終的には、第7回特別委員会（22年5月）において、地主側代表横井時敬委員の「小作法ヲ出シテモ不安心デ欠点ガ多イ様デアルカラ、調停法ヲ先キニ出シタ方ガヨイ、小作法案デハ反動変革ガ大ニ過ギル虞ガアル、調停法ヲヤッテ、ソノ次ニハ永小作ノ民法修正ヲヤリ度イ<sup>12)</sup>」という地主側保守派の意見が大勢を占めるにいたり、小作法案もまた、たなあげされることとなつたのである。

小作調査委員会で立案・審議された小作組合法案、小作法案の何れもがたなあげになったあと、小作調停法が、1924（大正13）年7月法律第18号として成立し、同年12月から施行された。まず38道府県で実施され、以後小作争議の地域的拡大に伴って、翌25年6月より秋田・山形・福島・長崎・鹿児島県に、29年7月より青森・岩手・宮城県に、38年には沖縄にも地域を拡大して、全国に施行されるにいたつた。この法は、小作料その他小作関係について争議を生じた場合、当事者が市町村長または郡長を経て、地方裁判所または区裁判所へ申立て、裁判所は調停委員会（主任=判事1人と委員2人以上で構成）を開いて、調停をおこなうことを定めたものである。またこの法の成立により、各府県に小作官がおかれて、争議の調査および和解にかかるわらせることとなつた<sup>13)</sup>。

小倉武一氏は、第46回帝国議会衆議院本会議

(1923年3月)における、時の農商務大臣荒井賢太郎の小作調停法提案理由説明を引用して、「地主への小作人の従属から、地主と小作人の対抗への推移は、小作農民が地主的土地所有制の打破のために立上ったことを意味するのであるが、それが『社会的忌むべき闘争』というふうに認識されたのであるから、小作調停法は地主的土地所有制を前提とし、その維持を計らうとするものであることは明らかである<sup>14)</sup>」と述べている。

前述の調停委員会の構成においても、地主側委員の比重が高く、さらに紛争当事者主義をとっていることから、農民組合の幹部も自分が当事者でない限り、当事者代表となることはできず、小作人はしばしば不利な立場に追いこまれることとなつた。農民の耕作権を確立する小作法が制定されないまま、手続法として小作調整法が制定されたため、小作に関する実体法としては、地主にとって有利な明治民法に依然として依拠していたのである。小作調停法は、激化した地主・小作の階級対立にたいして、もはやその対立を解決する力をもてなくなつた農村部の名望家などにかわつて、国家の名において調停しようとしたものである。つまり当法は、争議の根本的原因を除去しようとしたものではなく、むしろ地主制存続を前提として、現実に激化した小作争議の応急的・対症療法的解決を企図したものとみなされるであろう<sup>15)</sup>。

小作制度調査委員会でとりあげられたいま一つの政策は、自作農創設維持事業であった。調査委員会が1924(大正13)年に決定した「自作農創設方策ニ関スル施設ノ大要」にもとづいて、26年「自作農創設維持補助規則」が公布・施行されたのである。岐阜県では、国庫補助による自創事業が実施される以前に、県独自の自作農奨励事業が実施されているので<sup>16)</sup>、以下二つに分けて、自創事業の展開過程とその成果についてみていくことしたい。

## II 岐阜県独自による自作農奨励事業

1919(大正8)年、岐阜県下における小作地

は52,038.7町歩で、総反別105,999.9町歩に対する小作地率は49.09%と、半ばに達していた。また農家総戸数143,758戸のうち、自作農41,996戸(29.21%)、小作農38,233戸(26.6%)、自作兼小作農63,529戸(44.19%)を占めており、小作農・自作兼小作農戸数は農家総戸数の70.79%を占める状態であった<sup>17)</sup>。自創政策は、自作農の漸減、小作地の漸増傾向に対処するものとして立案されたと政府は説明している<sup>18)</sup>。しかし、現実には、大正中期以降、地主制は後退過程に入り、「小作地及小作農家ハ漸次減退ノ傾向ヲ逃リ、自作地及自作農家ハ漸増ノ道程<sup>19)</sup>」にあったのである。

周知のごとく、岐阜県は小作争議における最先進県とみなされている。すなわち、「全国小作争議ノ発祥地ト目サレ、大正六年以來込米ノ廃止問題ニ端ヲ發シ年々争議ヲ惹起シ、大正八九年ニ於テ其ノ激甚ノ度ヲ加」えている。1917(大正6)～20年の4年間に、全国小作争議件数1,075件中その25%、268件を数えて断然首位を占め、第2位兵庫(153件)以下愛知(115件)、岡山(89件)、大阪(60件)と続いている。これら上位5県はいずれも第一次大戦期に資本主義の発展著しく、広範な労働市場の展開をみた地域であることに注目しておきたい。岐阜県の場合、地域的にみれば、本巣・安八・揖斐・稻葉郡など、岐阜・西濃地域に多発している。また小作組合の結成も1908～17年、岐阜35(全国173)、1918～23年、同133(1,115)と何れも岐阜県は全国第1位を占めており、小作料減額・込米廃止要求の小作人の運動は、集団的組織的形態をとって展開していったのである<sup>20)</sup>。

この間の岐阜県における小作争議・農民運動の状勢について、『自作農創設維持資金借入補助申請書』にのせる「事業計画書」では、つぎのごとく述べている<sup>21)</sup>。

本県ニ於ケル小作争議ノ状勢ヲ觀ルニ、大正五(1916)年以前ニ於テハ、風水害・病虫害・旱害・早霜雪等ノ自然的障害アルトキハ、其ノ年限リノ、而モ比較的軽微ノ輕減要求アリタルニ過ギザリシガ、大正六年ニ於テ込米廃止ニ端ヲ發シ、爾來年々深刻ナル争議ヲ繼

続シ、大正八・九年ニ於テ激甚ノ度ヲ加ヘタルヲ以テ、県ニ於テハ専ラ之ガ調停ト取締ニ努メ、一面農業組織及經營方法ノ改善、農事改良并親善融和ヲ計ル為、協調組合・農業基礎團体ノ設置活動ト各級農会ノ活動ヲ督励シ、畜力機械力等ニ依ル共同作業ヲ獎勵シ、自作農獎勵資金ノ貸付ヲ為ス等、小作争議ノ緩和ニ力ヲ傾注シ、大正十一年以降一時小康ヲ得タル感アリシモ、大正十三（1924）年四月中旬日本農民組合ノ組織セラレ、階級的対抗觀念ヲ培ヒ農民大衆運動ノ勃興スルニ至リ、……地主側モ亦之ニ対抗スペク地主團体ヲ組織シ、専ラ法律戦ニ依リ、利益ノ共同擁護ニ努メタル結果、同年以降ハ作柄ノ農凶ニ拘ラズ、争議件数増加シ、性質亦複雑深刻ノ度ヲ加ヘタリ、殊ニ大正十四年ハ、不作ナリシト、農民組合運動ガ最高潮ニ達シタルトニ依リ、最モ深刻ナル争議ヲ惹起シ、……大正十五年二月大和農民組合ノ分立ト、同年十二月日本農民組合岐阜県連合会ヲ設立シ、各其ノ勢力ヲ扶植拡大シ、大衆的行動ヲ以テ深刻ナル争議ヲ継続シ、……訴訟ノ進行ニ伴ヒ、土地立入禁止・立毛仮差押等ノ事件頻発シ、大衆運動・暴力行為・業務執行妨害等ノ不祥事件ヲ惹起スルニ至リ、其ノ影響ハ農村ノ各方面ニ波及シテ幾多ノ禍根ヲ釀成セリ、

かくして自創事業が、「小作争議ノ緩和」のために行われたことは明らかであり、岐阜県初代小作官の大塚俊一氏もいうごとく「（小作争議）対策の一方法として、将又經濟更正のため、健全なる自作農を創定して、農事改良と延いては農村自治の進展を図ろう<sup>22)</sup>」としたものであった。

岐阜県が単独で自作農獎勵事業に着手したのは、1922（大正11）年度からである。この年度に、県罹災救助基金50万円（年利率5分3厘、10箇年据置、10年賦）を借入れ、土地購入資金として年利3分（半箇年据置、10箇年間半年賦）で貸付け、余裕金は濃飛農工銀行と特約して年7分3厘で預入れ、不足の場合は県税をもって補充することとした。翌23年度は簡易生命保険積立金50万円（年利率4分8厘、5箇年据置、

15年賦），さらに24年度は同積立金15万円（年利率4分8厘、1箇年据置、18年賦）を借入れ、計115万円を運用し、この貸付は26年度にまでおよんでいる。

この間の貸付人員・創設面積とその全国比をみると、1922年度は571人（全国比73.5%）、722反歩（同58.2%）、23年度は1,027人（同49.4%）、1,336反歩（同38.3%）で、それぞれ全国第1位を占めており、24年度は653人（同11%、第4位）、926反歩（同8.1%、第7位）、25年度は396人（同7.6%、第5位）、512反歩（同4.7%、第11位）、26年度は254人（同6.4%、第5位）、305反歩（同3.9%、第9位）となっている<sup>23)</sup>。全国比の高さは、それだけ岐阜県における小作争議の激しさを示すものと推測されるであろう。

1922年度の「自作農獎勵資金の施設計画概要<sup>24)</sup>」により主要な条項を摘記すれば、以下のごとくである。

#### 耕作者の資格条件（第8条）

- (1) 購入土地を合せ耕作地五反歩以上宅地は一反歩以上所有せざるもの
- (2) 農業に從事し勤勉にして信用確実なるもの

#### 自作田畠の經營持続するもの

#### 貸付額制限（第9条）

- (1) 貸付額は土地購買額の四分の三以内
- (2) 一戸千円以内

#### 購入土地の予定及価額（第11条）

- (1) 成るべく大地主より購入すること
- (2) 勘業銀行の調査による普通価格<sup>25)</sup>以下たること

これらの条項から、貸付対象となる土地購入者が、いかに零細であったかを知ることができよう。土地購入者の購入前所有規模別構成（表1）によれば、無所有のみで34%，1反未満層を加えて58%，3反未満層では実に91%を占めているのである。また前記「施設計画概要」では、「成るべく大地主より購入すること」としているが、土地売却者の売却前所有規模別構成（表2）によれば、1町未満の最小規模地主層のみで38%を占め、1町以上3町未満の小地主層32%を合わせれば70%にのぼっており、小地主に

自作農創設維持事業の歴史的意義(丹羽)

表1 自作農奨励資金（1922～26年度）による購入前所有規模別構成

	無所 有	1反未満	1反以上 3反未満	3反以上	合計
人員	998	707	942	254	2,901
%	34	24	33	9	100

注：大塚俊一「岐阜県における自作農創設維持事業について」農政調査会、1956年、51～52ページ。

表2 自作農奨励資金（1922～26年度）による売却者前所有規模別構成

	1町未満	1町以上 3町未満	3町以上 5町未満	5町以上 10町未満	10町以上 20町未満	20町以上	合計
人員	857	719	272	234	94	89	2,265
%	38	32	12	10	4	4	100

注：表1と同じ、52～53ページ。

よる売却がきわめて顕著であることを知ることができます。

### III 国庫補助による自作農創設維持事業

#### 1. 自作農創設維持事業の展開過程

自創事業は、1926（大正15）年公布の「自作農創設維持補助規則」以来、第1次施設（1926～36年度）、第2次施設（1937～42年度）、第3次施設（1943～46年度）の3次にわたって実施された。以下順をおってみていくこととした。

##### ① 第1次施設（1926～36年度）

この時期は昭和恐慌期をはさんでおり、日本資本主義は世界恐慌の衝撃によってその構造的脆弱性を全面的に露呈し、体制的危機を急激に深化させた。1931年以降、恐慌脱出のため、満州＝中国東北部へ軍事侵略を強行するとともに、国内の社会主義運動、労働農民運動を弾圧し、準戦時国家独占資本主義段階へ移行した<sup>26)</sup>。

この期の施設は、前述の県独自による自作農奨励事業と同様、小作争議対策と、地主経営の不安定性による土地売逃げへの対応策とみてよいであろう。まずこの時期の小作争議・農民運動の概観をしておこう<sup>27)</sup>。

昭和三（1928）年三月、前記三農民組合（中部日本農民組合・大和農民組合・日本農民組合岐阜県連合会）ハ、更ニ合同シテ中部農民組合トナリ、昭和二年ノ米作ノ如キ稀有ノ豊作ニシテ、平年作ニ比シ六分四厘ノ増収アリ、昭和三年亦平年作以上ノ収穫アリタルニ拘ラズ、争議件数昭和二年百八十八件、昭和三年百十八件ノ多キヲ算シ、地主亦結束シテ之ニ対抗シ、……既ニ訓練セラレタル農民ト、益々強硬ナル態度ヲ保持セムトスル地主トハ、将来益々深刻ナル争議ヲ継続セムトスル傾向アルヲ窺ハルルハ、憂慮ニ堪ヘザル所ナリ、最近組合運動ハ著シク頗勢ニ傾キ、争議ノ形態ハ漸次狭小トナリ……殊ニ昭和六（1931）年満州事変発生等ノ事情ニ依リ、一時争議減少

ノ傾向ヲ迎リタルモ、昭和九年ノ大暴風ニ依ル不作減収及其後生産費ノ増嵩等ノ經濟的打撃ニ依リ、争議亦激増ノ情勢ヲ示シ……（争議）内容亦陽性ヨリ陰性ニ転化シ、小作料問題ヨリ転ジテ土地処分ニ関スル切実真剣ナル問題ニ推移シツツアリ、即小地主ハ連年ノ捉米減免要求ニ堪ヘズ、生活ノ必要上小作地ノ引上ヲ要求シ、殊ニ農産物価ノ下落ハ一般地主ノ土地引上ノ風潮ヲ助長シタリ、之ニ対シ小作人亦生活上耕地ノ拡張ニ依ル収入増加ヲ策シ、小作契約ノ継続小作権ノ確認、及之ニ

伴フ補償金又ハ賠償金ヲ要求シテ、争議化スルモノ増加シツツアリ、

すなわち、昭和恐慌以降、準戦時国家独占資本主義下、ファシズム体制の進行するなかで、多少の増減はあるものの、農民運動・小作争議は退勢に傾いている。争議内容は小作料問題から、土地処分に関する問題に推移し、小地主の小作地引上げ、「農産物価ノ下落ハ一般地主ノ土地引上ノ風潮ヲ助長シ」、小作人は「小作契約ノ継続小作権ノ確認」を要求して争議化している。この間の事情は、「岐阜県小作争議の推移」（表

表3 岐阜県小作争議の推移（1917—41年）

年次	争議件数	要求別争議件数				結果別争議件数				参加小作人 数	小作組合数
		込米 廃止	込米廃止 および小 作料減額	小作料 関係	小作権 関係	要貫 求徹	要撤 求回	妥協	未解決		
1917年	22(27)	8		14		10	1	11		2,361	59
18	48	15	3	30		6	42			4,714	79
19	115	42	20	53		33	9	73		12,304	149
20	113	55	10	48		37	7	69		9,242	191
21	47(475)					3	2	33	9	3,373	193
22	6(53)			5		1	1	2	2	339	194
23	7(108)	1		6		2	1	4		556	181
24	11(81)	1		9				10	1	881	156
25	250(259)	2		244	1	5		119	126	15,450	203
26	191(248)	2		174	11	6	2	123	60	9,560	249
27	153(106)			138	13	4	4	93	52	6,281	307
28	99(96)			84	10	1	1	74	23	5,207	297
29	89(80)			70	12	4	2	55	28	5,007	225
30	69(58)			41	23	23	4	31	11	1,942	221
31	144(128)			102	24	23	9	85	27	6,233	210
32	80			39	30	11		54	14	3,129	219
33	73			32	29	11	7	43	12	2,592	222
34	64			34	25	4	1	49	8	1,826	212
35	113			80	26	5	1	83	15	5,904	205
36	105			60	27	3	2	82	15	3,212	199
37	129			81	36	3	5	94	23	5,430	194
38	111			83	21	4	1	96	7	4,212	183
39	49			24	17	1	9	38		654	181
40	48			29	13	13	2	33		902	27
41	125			97	19	5	5	114	1	8,650	—

注：1 1917～20年は農商務事務官小平権一「岐阜県下ニ於ケル小作紛争ニ関スル調査復命書」、1921年、1921～41年は農林省『小作年報』による。  
2 1917～20年の小作組合数は1920年現在の組合数である。

3 「争議件数」の（ ）内は小作官室（三島英二郎執筆）「岐阜県ニ於ケル農民運動」（1932年）による。

4 「要求別争議件数」の「小作料関係」には減額・値上反対・延納、「小作権関係」には小作契約継続・小作権確認・賠償の合計、「その他」は省略した。

5 森武麿編「近代農民運動と支配体制」柏書房、1985年、7ページ、第0—1表引用。ただし（ ）内は若干補筆してある。

3)をみれば明らかである。込米廃止要求の争議は、ほぼ1920年で終り、その後、中部日本農民組合創立の翌25年における争議件数は、250件と再び全国第1位を占め、要求別には小作料減額に集中している。26年以降、小作料関係について、小作権関係をめぐる争議が漸増しているのである。

このような状勢下に、第一次施設が実施される。この施設は、原則として簡易生命保険積立金を原資とし、この資金の借入利率4分8厘(1箇年据置、24年賦)、自作農地を購入または維持しようとする者に対しての貸付利率は年3分、利子の差1分8厘のうち、1分3厘は国庫補助、5厘は県税により補填することとした。1人当たり購入または借替土地反別は、現に所有する土地1町歩以内とし、貸付額は4,000円以内とした<sup>28)</sup>。

1930(昭和5)年農業恐慌による米穀価<sup>29)</sup>をはじめとする農産物価や地価の激落は極度に農家経済を窮迫せしめ、自作農創設を行った農家が、借入金返済に行き詰まり、滞納者が続出したので、延納措置を講じなければならなかった。政府は、国庫補助による簡易生命保険積立金を原資とする、1931年度までの借入金に対し、32~34年度の期間において、3ヵ年以内の中間据置を認め、その期間だけ償還年限を延伸し、これに要する国庫補助の追加増額を行ったのである<sup>30)</sup>。

岐阜県においては、1922(大正11)~31(昭和6)年度に、県独自の奨励資金125万余円(貸付人員2,901人)、国庫補助の創設資金238万円(同3,348人)、合計363万余円(同6,249人)を貸付け、この未回収元金は、国庫補助による創設資金だけでも222万5千余円にのぼっている。自作地取得者の滞納状況をみると、奨励資金に対する滞納金額の比率は2.7%、創設資金に対する滞納金額の比率は4.7%、両資金の合計金額に対する滞納金額の比率は3.7%であり、総滞納者の実人員212人、1人当たり金額は48円43銭となっている。県においては、独自の事業も政府の方針に準ずることとし、1931(昭和6)年度までの全貸付金に対し、32~34年度の期間において、

事情止むを得ない者に対し中間据置を認め、その間、単に据置利子3分5厘(契約貸付利子は3分)のみを支払わせ、償還年限を延伸することとしたのである<sup>31)</sup>。

自作農創設の成否は、農地価格の適否に重大な影響がある。政府は、前述の償還延伸とともに、他面農業恐慌により、農地価格が大きく低下したため、今後自作農地取得者の負担が重くならないように、1932(昭和7)年度から、従来貸付限度4,000円以下と規定されていたのを、土地価格低落の当分の間、3,000円以下に引下げた(第2次施設のはじまる1937年度より4,000円以下と改め)。また一層適当な土地を選定させるため、標準価格(購入価格)の算式をつぎのごとく改め、県もこれに準ずることとなった<sup>32)</sup>。すなわち、標準価格は小作料金額から「地租及地租附加税又ハ之ニ準スヘキ地方税」を引去り、これを「償還期間二十四年、年利率三分五厘として計算したる償還金年額の元金に対する割合」である0.06227で除したものであった。恐慌下、自創政策変更運動が展開されるなかで、1932年に、上記算式のうち「地租及地租附加税又ハ之ニ準スヘキ地方税」は「公租公課」と改められ、「農会費中地租割及水利組合費」が追加されたのである<sup>33)</sup>。

ところで、この場合の小作料金額は、「平年作ニ於ケル実納小作料」を「当該地方ニ於ケル最近五年ノ平均価格」により換算することにより得られるものとされたのである<sup>34)</sup>。それは、従来の地主・小作関係における高額高率現物小作料を基礎とするものであり、したがって、「地主的」土地所有権に対して、何等かの改善を講ぜずして実施される自作農創設は、地主的「土地所有権」そのものの存続に役立っても、独立自営農民の成立の基盤たる、近代的「土地所有権」の確立に資することはあり得ない<sup>35)</sup>といふべきであろう。

ここで、とくに自創事業との関連において、農民組合運動・小作争議状況について述べておきたい<sup>36)</sup>。1924(大正13)年、中部日本農民組合が結成されて以来、農民組合側は、耕作権の確立と小作料減免とを主な要求事項とし、「絶対土地不返還主義」であった。それに対し、地主組

合は「土地返還要求訴訟、立入禁止、立毛差押、其他」を以て対抗した。したがって、農民組合は、自創政策を地主の土地売逃げ策であるとして批判し、「土地不買」等の決議により対応してきた。しかし、こうした組合本部の態度に対し、組合支部幹部や組合員のなかには、異なる見解を示す者もあらわれている。支部幹部のなかには、「……自作地収得に今尻込みしていたら、いつになんでも小作人の苦悩は脱却できない。戦術にも限度があるということを忘れてはなるまい。限度を越えて、無理押しして行くことは、自ら墓穴を掘るものであり、徒らに入気取りに土地不買強硬策をとなえられたのではたまらない。土地不買を説くのなら、金のない小作人に對しよき代案を示せ。……戦術の行過ぎは抑制すべきだ」と主張する者が多かった。また組合員も「耕地を取上げられるときの忍びない辛酸を、家族と共に身をもって味わったことのない人には、どうしても了解されない。彼れ是れいう人は此の厳然たる事實を正視すべきであろう。之を阻止する組合なら、脱退も辞せず」と叫び、組合本部の幹部に対する組合員の不信さえ生ずる状況であった。農民組合本部は、宣伝上「土地不買」をもって対抗しながら、部落の組合では、終始一貫土地購入の準備を進めており、他方、地主組合は、自作の困難性を知りつつ、強硬に「土地返還」を要求するのは、農民組合たたきの戦術に過ぎないといわれた。両者ともに、適当な機会を求めて、調整を期待していたのであり、貸付条件さえ合致すれば、自創事業も、より順調に行われたのである。農民組合本部も、1926年以来の分裂・再統合という状況下、組織拡大に忙殺され、「敢て小作人の意に反してまでも、自作農創設に反対しようとはしなかった」のである。

## ② 第2次施設（1937～42年度）

1937（昭和12）年に日中戦争が開始され、翌38年には、政府に人的物的資源の統制運用の広範囲な権限を与えることを規定した国家総動員法が公布される。日本資本主義は、戦時国家独占資本主義段階に入り、国家総力戦体制が構築されてくる。これに対応して、自創政策の拡充・

強化がはかられる。37年には、従来の自作農創設維持補助規則が廃止されて、自作農創設維持補助助成規則、38年には、農地調整法・農地調整法施行規則・農林省令第33号（日中戦争に従軍し、戦死・負傷した兵士の遺族に対して、特別行う自作農創設）が公布・施行された。

この時期の農民組合・小作争議についてみておこう<sup>37)</sup>。

昭和十二（1937）年日支事変ノ発生ニ依リ、国民精神総動員運動ノ昂揚ニ依リ、組合運動ハ沈静シ、争議ノ形態モ漸次狭小トナリタルモノ、最近中小地主ノ小作地引上ヲ要求スルモノ特ニ増加シ、之ニ對シ小作人ハ、小作契約ノ継続、小作権ノ確認及之ニ伴フ賠償金又ハ賠償金ヲ要求シテ争議化スルモノ、増加スルノ現況ナリ

すなわち、戦時国家独占資本主義下、侵略戦争遂行のためのファシズム体制が強化されるにともない、農民「組合運動ハ沈静シ」たのであるが、「中小地主ノ小作地引上ヲ要求スルモノ特ニ増加シ」たのに対し、小作農民による「小作契約ノ継続、小作権ノ確認」を要求する争議は、根強く存続していたことを知ることができるのである。

ここで、岐阜県の農家1戸当たり耕作反別の変遷についてみれば、1919（大正8）年末において7反3畝歩、1927（昭和2）年に至って8反3畝歩に増加、翌28年以降は約7反5畝歩に減少している。「(昭和)十五（1940）年度末ニ於ケル地方別農家一戸当たり耕作反別ハ、一町歩ヲ稍々超エルモノ四市十八郡中四郡ニ過ギザル状態ナルヲ以テ、分村計画ノ実施ニ因リ、適正規模安定農家ノ創設ヲ計リ、農業經營ヲ強固ナラシムルハ極メテ緊要」であった<sup>38)</sup>。すなわち、戦時下、生産力増強が要請されるなかで、自創事業の主目的が、従来の小作争議対策から、「分村計画ノ実施ニヨリ、適正規模安定農家（1戸当たり耕作反別、約1町歩）ノ創設」へと移行したものとみなされるのである。

ところで、第2次施設が、第1次施設と対比して拡充・整備された点をあげれば、以下のごくである。(1) 戦時国策の中心課題である食

糧確保と結びついて、自創事業が、従来の個人・既墾地のみを対称としていたことから、個人および団体が、未墾地を開発して自作農を創設する場合にも、補助助成をなし得ることとしたこと<sup>39)</sup>。(2) 簡易生命保険積立金より、各道府県に対する、貸下利率年4分8厘を、4分5厘に引下げたことに応じ、道府県の貸付年利率を3分2厘に引き下げたこと<sup>40)</sup>(ただし、岐阜県は年3分の貸付である)。(3) 1932年以降、当分の間3,000円以内とされていた貸付限度額を、4,000円以内に復活させたこと<sup>41)</sup>。(4) 農地調整法は、「農地ノ所有者及耕作者ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ図リ以テ農村ノ経済厚生及農村平和ノ保持ヲ期スル為農地関係ノ調整ヲ為ス<sup>42)</sup>」を目的とした戦時立法で、「農地諸権利移動の国家規制をともない、兵役等による不耕作地を指定団体(町村等)が管理・買収しこれをも創設政策に結合させる<sup>43)</sup>」といった内容をもっていたことなどである。

自創事業を促進させるうえで、最も重要なとみなされる、購入価格=標準価格は、第1次施設とかわりなく、「平年作ニ於ケル実納小作料」を、「当該地方ニ於ケル最近五年ノ平均価格」で換算した小作料金額から、公租公課を引去り、0.06033で除する算式が採用された<sup>44)</sup>。前述の貸付利率を引下げたことにより、それだけ標準価格は高く計算されることとなるので、農林省は通牒を出し、「算式の分母は0.06033トアルモ標準価格ニハ當分ノ間其ノ分母ヲ0.06227トシテ計算シタル額ヲ超ユルモノハ之ハ採用セザルコト<sup>45)</sup>」としたのである。高額高率現物小作料に表現される地主的土所有を、そのまま前提としている点においては、両施設の性格は、本質的に同様であったとみなされるであろう<sup>46)</sup>。

### ③ 第3次施設(1943~46年度)

日中戦争の膠着状態のなかで、日本は、ついに米英仏など欧米列強との戦争に突入し、終局的に敗北し、無条件降伏をするにいたった。自創事業第3次施設が実施された時期は、戦時国家独占資本主義崩壊期である。1943(昭和18)年4月、農地審議会特別委員会は、「自作農創設維持事業ノ整備拡充要綱<sup>47)</sup>」を決定し、同年から

施行された。

この第3次施設は、「大東亜建設ニ伴フ人口及民族政策ノ根本趣旨ニ則リ農業ヲシテ大和民族培養ノ源泉タル実ヲ發揚セシムルト共ニ日滿ヲ通ズル主要食糧自給力ノ充実確保ヲ圖ルコトハ現下喫緊ノ要務ナル處自作農家ハ矜恃ヲ以テ農業ニ其ノ全力ヲ注ギ十分ナル創意ヲ發揮シ國家ノ要請ニ即応スル皇國農民ノ中核タルノ事実ニ鑑ミ……」、従来の自創事業計画を改訂拡充して、既墾地約150万町歩、開発農地約50万町歩(資金合計71億5,000万円、25か年計画<sup>48)</sup>)を目標に自作農創設を行い、「真ニ皇國農民ノ中核トナルベキ農家ノ維持育成ヲ目途」としたものである。

従来の施設と異なる特徴点をあげれば、以下のごとくである。(1) 国家独占資本主義の戦時体制下、小作争議・農民運動の抑圧・鎮静という状況のもとで、従来の小作争議対策は後背に退き、あくまで戦時食糧増産のための、中核的皇國農民育成が急務とされたこと。(2) 適正経営農家の育成という観点から、自作農創設は、必ずしも当該土地の小作人のみを対象とせず、また村内地主の自作化をも認めたこと。すなわち、自作農創設の土地が小作地の場合、原則として当該土地の小作人を対象とするが、「適正経営農家ノ創設上必要アルトキハ」、現に当該小作地を耕作する小作人につき、満洲または内地開発地への入植を斡旋するなど、万全の措置を講じたうえ、村内に居住する他の耕作者に取得させるなど、必ずしも当該小作人のみを対称としなくてもよいこととした。また在村地主で、自ら耕作に從事しようとする者がいる場合、当該地主が「真ニ國家ノ要請ニ即応スル適正経営農家タリ得ベシト認メラルモノニ限り」、当該小作人に、前記同様の措置を講じたうえ、地主に農業経営に必要な小作地を、自ら耕作しうることとしたのである。(3) 自創事業を行う「農家ノ自作地面積ノ最高標準ハ當該地方ニ於ケル適正農家経営ニ必要ナル面積ヲ目標」としたこと。(4) 自創事業に関する政府資金の融通について、日本勧業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行および産業組合中央金庫をこの任に当らせることで、貸付体制が整備されたこと。(5) 自作農

創設維持の購入価格を、従来の「標準価格ニ依ル制限ヲ廢止シ現行統制価格ガ適正ナラザル場合ニ於テハ臨時農地価格統制令ノ運用ニヨリ適當ニ措置スルコト」とし、事実上統制価格以下としたこと。このことが、第1次・第2次施設と対比して、最も重要な点であるといえよう。すなわち、第3次施設では、「従来の高額現物小作料を基準に地価を算定したやり方とは大きく異なり、地価を統制価格によることとしたことにより、すでに進行していた低額代金納小作料制（事実上の金納制）に見合った性格を備えるに至った<sup>49)</sup>」とみなされるのである。

## 2. 自作農創設維持事業の成果

自創事業は、国全体としてみれば、「創設面積が約二五万六七〇〇ha、創設戸数が約五万六

一八〇戸で、昭和初期の小作面積に対して約九%、小作地を耕作していた農家の約一三・五%にあたる（このほかに「維持」成績が面積で約一万六四〇ha、戸数で約四万1220戸ある）。これでもわかるように、同政策によって土地の所有権が小作農民に移った地主所有地はわずかなものであって、当時の寄生地主的の土地所有の体制を搖るがすものではなかった<sup>50)</sup>」といえるであろう。

以下、岐阜県を事例として、自創事業の成果について、検討を試みることとしたい。資料の関係上、第1・2次施設と第3次施設とに分けてみていくこととする。

### ① 第1・2次施設

1926（大正15）～42（昭和17）年度における自創事業の推移をみたのが表4である。この間

表4 自作農創設維持事業の推移

（単位：千円、町、人、%）

年度	貸付金		貸付反別		貸付人數	1人あたり面積		岐阜県 自作地率	
	実数	全国比	実数	全国比		岐阜県	全国		
第1次施設	1926	250	2.9	71.9	2.1	558	0.13	0.32	53.31
	1927	250	2.5	76.0	1.8	516	0.15	0.36	58.61
	1928	490	3.4	124.6	2.1	802	0.16	0.38	53.26
	1929	440	2.9	122.6	1.8	746	0.16	0.41	53.72
	1930	460	2.8	136.1	1.7	726	0.19	0.43	53.48
	1931	450	2.9	146.3	1.9	692	0.21	0.47	53.66
	1932	490	3.0	209.2	2.6	718	0.29	0.50	54.43
	1933	300	2.1	124.1	1.6	508	0.24	0.51	55.27
	1934	200	1.2	85.1	0.5	351	0.24	0.91	55.59
	1935	200	1.1	80.3	0.4	412	0.20	0.96	55.61
第2次施設	1936	200	1.1	74.9	0.4	376	0.20	0.89	56.04
	1937	200	1.1	87.6	0.7	333	0.26	0.68	56.42
	1938	250	1.2	90.1	0.5	377	0.23	0.81	56.95
	1939	250	1.4	107.7	0.8	289	0.36	0.73	56.70
	1940	300	1.6	93.4	1.0	196	0.47	0.62	56.93
	1941	200	1.3	71.1	0.9	205	0.35	0.65	
合計		5,220		1853.4					

注：1) (資料) 大塚俊一「岐阜県における自作農創設維持事業について」農政調査会、1956年、60頁以下。

農林省農地局農地課『農地問題に関する統計資料〔昭和27年版〕』1952年、37頁。

2) 貸付金および貸付反別には「維持」事業も含まれるが、これは、38、39、40、42年の4ヵ年に、合計で38.7千円、11.7町を占めるにすぎない。

3) 岡田知弘「1940年代農地問題の転変と戦後農村の再建」岐阜経済大学地域経済研究所『地域経済』第8集、1988年、45頁、表7引用。ただし第1次・第2次施設を区分した。

### 自作農創設維持事業の歴史的意義(丹羽)

(第1次～第2次施設)の創設維持面積は合計1,853.4町歩となっている。これは、1926年度の総耕地面積11万1,156.7町歩のわずか1.67%にすぎず、同年度の小作地面積5万1,898.7町歩に対する比重をとってみても3.57%にとどまっている。このことは、前述の全国の場合と同様、自創事業が地主制の縮少・解体を促進させる役割を演じたとは到底いえないであろう。

貸付資金(49万円)・創設面積(209.2町歩)のピークは、昭和恐慌期の1932年度であり、28～32年度は全国比で、貸付金約3%，創設面積約2%を占めている。全国的にみれば、自創事業は第2次施設で拡充されているのであるが、岐阜県では、多少の出入はあるものの、33年度以降低い水準で推移している<sup>51)</sup>。1戸当たりの創設面積を見ると、38年度までは3反歩未満であり、全国平均(ただし北海道を含む)3～9反歩と対比すれば、かなり零細である。しかし、39年度以降は3～5反歩と増大し、全国平均に近接するにいたっている。これは前述のごとく、第2次施設に入り、戦時食糧増産が要請されるなかで、自創事業の目的が、小作争議対策から、「分村計画の実施に因り適正規模安定農家の創設」へと移行したことによるところみなされる。

つぎに、自創事業により農地を売却した地主は、どの程度の規模の地主であったかをみたのが表5である。まず、戸数構成の推移をみると、1町歩未満所有の最小規模地主は、31～35年度の恐慌期を通して増加し、36～40年期には870戸中290戸と33.3%に達している。1～3町歩所有の中小地主は、恐慌期に2,166戸中847戸と39.1%，その後も870戸中305戸と35.1%を占め、それぞれ最高の構成比となっている。これに対し、3～10町歩所有の中地主と10町歩以上所有の大地主は、恐慌期2,166戸中、それぞれ368戸(17%)・237戸(10.9%)と、この期を中心比率を下げている。自創事業第1次施設(1926～36年度)で土地売却を行った地主のうち、3町歩未満層は、4,484戸中2,970戸と66.2%を占め、その比重が高いことを知ることができる。さらに岐阜県の場合、全国と対比すれば、小規模地主による販売の比率が高いという特色をもっているのである。このことは、売却面積の所有規模別構成をみれば、一層明らかである。第1次施設において、全国と対比してみよう。すなわち、岐阜県では、3町歩未満層の地主が、1,226.7町歩中577.3町歩と41.1%を売却しているのに対し、全国では29%を占めるに過ぎない。それは逆に、

表5 売却者の売却前所有規模別構成

(単位：戸、町、%)

年度		1町未満	1町以上 3町未満	3町以上 10町未満	10町以上	合計
戸 数	1926～30	659(31.0)	634(29.8)	544(25.6)	287(13.5)	2,124(100)
	1931～35	714(33.0)	847(39.1)	368(17.0)	237(10.9)	2,166(100)
	1936～40	290(33.3)	305(35.1)	150(17.2)	155(13.2)	870(100)
	(1926～36)	1,414(31.5)	1,556(34.7)	935(20.9)	579(12.9)	4,484(100)
	(同・全国)	(27.2)	(35.6)	(25.1)	(12.1)	(100)
面 積	1926～30	60.7(12.0)	114.9(22.6)	156.4(30.8)	175.6(34.6)	507.6(100)
	1931～35	143.0(22.2)	249.2(38.7)	137.4(21.3)	114.5(17.8)	644.1(100)
	1936～40	57.1(16.4)	84.4(24.3)	119.1(34.3)	86.5(24.9)	347.1(100)
	(1926～36)	213.2(17.4)	364.1(29.7)	318.0(25.9)	319.0(26.0)	1,226.7(100)
	(同・全国)	(10.2)	(18.8)	(22.3)	(48.7)	(100)

注：1) (資料)岐阜県は、大塚俊一「前掲書」58頁以下。

全国は「農地制度資料集成」補巻2、御茶の水書房、1973年、530頁以下。

2) 創設面積のみ。

3) 岡田知弘前掲論文、46頁、表8引用。

岐阜県では、10町歩以上大地主の土地販売面積が319町歩で、全体の26%に過ぎないのに対し、全国では48.7%と約半数に達しているのである。したがって、岐阜県自創事業の特色は、大地主による土地再配分というよりは、小規模地主と小規模農家との農地再配分が主流を占めていたとみなしてよいであろう。

## ② 第3次施設

この施設については、地元（岐阜県）資料を欠いているので、ここでは、『農地制度資料集成』補巻2にのせる「自作農創設維持事業成績」により検討しておこう（表6）。1943年度は、第21次農林省統計表、44～46年度は、47年6月2日付、農林省農政局農地部長より各農地事務局農地部長あて照会された、「自作農創設維持事業成績等に関する件」に対する回答のうち、「自作農

創設維持事業年次別成績」を掲げたものである<sup>52)</sup>。

1937（昭和12）年度以降、第2次施設により、自創事業は拡充され、従来の個人・既墾地のみが対象とされていたことから、団体・未墾地をも対象とすることとなった。しかし岐阜県では、44～46年度は不明であるが、43年度は個人の既墾地購入による事業のみで、団体・未墾地対象の自創事業は実施されていない。また自作農維持について、43年度は不明であるが、44年度に4.8町歩あるのみで、他はすべて創設となっている。

つぎに第3次施設は、前述のごとく、戦時食糧増産の要請から、「適正經營農家」の育成が目的とされた。しかし、岐阜県の場合、平均1戸当たり創設面積をみると、43年度が3反歩であり、

表6 自作農創設維持事業第3次施設の成果（1943～46年度）

年 度	都 道 府 県	総 数			個人ノ既墾地購入ニ依ル自作農創設又ハ自作農維持		団体ノ既開墾地購入ニ依ル自作農創設		個人ノ未墾地開墾自作農創設		団体ノ未墾地開墾自作農創設		
		戸 数	面 積	一戸当 面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	
一九四三	岐 阜	戸 252	町 75.6	反 3.0	戸 252	町 75.6	戸 一	町 一	戸 一	町 一	戸 一	町 一	
	都府県	14,271	5,128.1	3.6	13,893	4,774.0	281	311.3	95	33.6	2	9.2	
	全 国	15,444	11,371.1	7.4	15,066	11,017.0	281	311.3	95	33.6	2	9.2	
一九四四	戸 数			面 積			一戸当面積			創設維持 価 格		創設維持 資 金 額	
	創 設		維 持		創 設	維 持	創 設	維 持	創 設				
	岐 阜	戸 1,814	戸 65	町 344.8	町 4.8	反 1.9	反 0.7		2,159,333		1,023,622		
一九四五	都府県	74,593	1,746	24,605.9	858.9	3.3	4.9		116,788,623		81,254,193		
	全 国	76,864	1,757	38,283.9	1,000.9	5.0	5.7		122,629,223		81,322,893		
	岐 阜	6,086	0	1,082.4	0	1.8	0		5,858,625		185,261		
一九四六	都府県	149,954	529	39,416.3	210.43	2.6	4.0		195,957,726		70,473,352		
	全 国	154,555	567	62,900.3	443.43	4.1	7.8		205,260,326		71,683,352		
	岐 阜	8,277	0	1,342.2	0	1.6	0		10,082,679		185,261		
	都府県	237,171	128	64,025.1	52.1	2.7	4.1		374,169,814		89,926,401		
	全 国	240,995	136	83,193.1	106.1	3.5	7.8		382,502,814		89,964,001		

注：1) 『農地制度資料集成』補巻2、628～632ページ。

2) 都府県は全国より北海道を除いた数値を掲げた。

3) 1943年度の東京都、群馬・山口県、46年度の広島県は施設せず、44年度の宮城・徳島・鹿児島県、45年度の徳島県は「戦災により焼失」により、統計に加えられていない。

以後44年度1.9反歩、45年度1.8反歩、46年度1.6反歩と2反歩にも満たない。それは、全国平均はもとより、北海道を除く都府県の1戸当り面積にもおよばず、零細なのである。

## あとがき

以上、岐阜県を事例として、自創事業の展開過程とその成果についてみてきた。自創事業の歴史的性格を簡潔に要約しておけば、以下のごとくになろう。すなわち、「当時の土地問題の基軸としての、所有権と耕作権をめぐる激しい階級対抗を、上からの力で耕作権確立要求を圧殺し、それに代わるものとしてごく一部の農民に所有権を付与して寄生地主的土地位を保持するとともに、独占資本主義のファシズム体制下における对外侵略のため国内（農村）体制を構築すること<sup>53)</sup>」にあったといえよう。

自創事業と戦後農地改革との関連については、種々の側面からの詳細な分析・検討を必要とするが、ここでは簡単にふれておくことしたい。農地改革の評価としては、概括的にいって、つぎの二つの側面が指摘される。第一に、農地改革は、旧来の地主的土地位を解体し、自作農的土地位を広範に形成した。残存小作地についても、小作料の低額金納化・小作料統制・耕作権強化などが行われ、寄生地主制は、基本的に廃絶されたのである。第二に、農地改革は、日本農業の零細農耕制、しかも零細分散錯闇のままでのそれを再編したものであった。経営規模の視点からみれば、いわば小作農を自作農化したに過ぎなかったのである。

ところで、自創事業は、地主制そのものの変革を意図するものではなく、寧ろ地主的土地位を温存し、小規模地主と小規模農家との土地位再分配が主要な側面であった。しかも自創事業の方法は、地方自治体・産業組合等の自作農創設事業主体が、たんに土地購入農民に資金を貸付けるという間接創定主義により、また地主の任意売却を前提とする自由創定主義をとったのである。さらに、戦時食糧増産の要請にもとづいてとられた、「適正経営規模農家」創設の構想

は、農地改革においては、とり入れられなかつた。

以上の観点から、第3次施設でみたような、土地購入価格を、標準価格より統制価格へ変更したことから生ずる、低額代金納小作料制への方向などに、自創事業と農地改革との間の一定の連続面をみることができるとしても、大局的には、両者の間に、顕著な断絶面を認めざるをえないものである。

### 〈注〉

- 1) 抽稿「独占資本主義期における小作争議」、岐阜経済大学地域経済研究所『地域経済』第8集、1988年、19ページ。
- 2) 自作農創設維持事業に関する研究は、数多くあるが、主要なものをあげれば以下のとくである。  
小倉武一『土地立法の史的考察』、農林省農業総合研究所、1951年。吉田克己『農地改革法の立法過程』、東京大学社会科学研究所編『戦後改革 6 農地改革』、東京大学出版会、1975年。河相一成『自作農創設維持政策の性格』、菅野俊作・安孫子麟編『国家独占資本主義下の日本農業』、農山漁村文化協会、1978年。西田美昭『自作農創設維持政策の歴史的性質』、葉山禎作他編『伝統的経済社会の歴史的展開』上巻、時潮社、1983年。
- 3) 坂根嘉弘『戦間期農地政策史研究』、御茶の水書房、1989年、1ページ。
- 4) 農地制度資料集成編纂委員会編『農地制度資料集成』(以下『資料集成』と略称) 第3巻、御茶の水書房、1969年、606~607ページ。
- 5) 同上、609ページ。
- 6) 同上、615ページ。
- 7) 小倉武一前掲書、330ページ。
- 8) 中村政則『近代日本地主制史研究』、東京大学出版会、1979年、254ページ。
- 9) 竹村民郎『地主制の動搖と農林官僚』、長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史1』、有斐閣、1969年、349ページ。
- 10) 晱峻衆三編『日本農業史』、有斐閣、1981年、158ページ。
- 11) 『資料集成』第4巻、262~289ページ。
- 12) 同上、291ページ。
- 13) 同上、871~875ページ。
- 14) 小倉武一前掲書、395~396ページ。
- 15) 中村政則前掲書、298~299ページ。
- 16) 1926(大正15)年、「自作農創設維持補助規則」が公布・施行される以前に、この種の施設をなした府県は、栃木・香川・新潟・奈良・愛知・岐阜・山口・佐賀・千葉・滋賀・鳥取・福岡・鹿児島・京都・群

- 馬・大分・宮崎・熊本・三重・岡山の1府19県においていた(『資料集成』第6巻, 24~25ページ)。細貝大次郎『現代日本農地政策史研究』、御茶の水書房、1977年, 498ページ)。
- 17) 「自作農創設維持資金借入補助申請書」、岐阜県農務課、(昭和8年の部)、岐阜県歴史資料館蔵。
- 18) 「資料集成」第6巻、75~76ページ。(1924年2月13日、小作制度調査会第4回特別委員会第1回小委員会における石黒幹事の説明等参照)。
- 19) 前掲「自作農創設維持資金借入補助申請書」(昭和8年の部)。
- 20) 前掲、拙稿、19ページ。
- 21) 前掲「自作農創設維持資金借入補助申請書」(昭和4~8年の部)。
- 22) 大塚俊一『岐阜県における自作農創設維持事業について』農政調査会、1956年、7ページ。以下とくにことわらない限り本書によっている。
- 23) 「資料集成」第6巻、26~29ページ。細貝大次郎前掲書、「表5 補助施設によらざる自作農創設維持事業成績」、499ページ。
- 24) 大塚俊一前掲書、12~13ページ。
- 25) 同上、13~14ページ。「岐阜県土地普通価格表」(日本勧業銀行調)。

(単位:円)

年度	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919
田	349	338	338	336	407	563	919
畠	230	227	232	235	349	432	653
年度	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926
田	798	693	681	702	662	624	657
畠	516	530	493	511	473	538	520

- 26) 隅峰衆三編前掲書、164ページ。
- 27) 前掲「自作農創設維持資金借入補助申請書」(昭和4~8~16年の部)。
- 28) 大塚俊一前掲書、19~20ページ。1936~40年度の借入利率は4分5厘、第2次施設の41~42年度の原資は岐阜県信用購買販売利用組合連合会で、借入利率は4分2厘となっている。なお、国庫補助金のほか、さらに府県において利子補給をしたものに、岐阜県のほか、千葉・青森・栃木・群馬・埼玉・京都の6府県がある(同上書4~5~24ページ)。
- 29) 岐阜県における米価低落状況を、米価1石代で示せば以下のとくである。

(単位:円)

年度	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932
米価 1石代	37.07	33.90	28.76	28.45	22.45	19.07	22.00

(同上書、32~33ページ)。

- 30) ~31) 同上書、21~22ページ。なお、岐阜県独自の自作農奨励資金に対する滞納は15カ町村、国庫補助による創設資金に対する滞納は20カ町村におよんでいる。(同上書、31~32ページ)
- 32) 同上書、32ページ。

- 33) ~34) 「資料集成」第6巻、240~245ページ。
- 35) 小倉武一前掲書、558ページ。
- 36) 大塚俊一前掲書、109~112ページ。
- 37) 前掲「自作農創設維持資金借入補助申請書」(昭和16年の部)。
- 38) 同上。
- 39) 「資料集成」補巻2、473~482ページ。「自作農創設維持補助助成規則」。
- 40) ~41) 大塚俊一前掲書、34~35ページ。
- 42) 「資料集成」第9巻、893ページ。「農地調整法第一条」。
- 43) 河相一成前掲論文、60ページ。
- 44) 「資料集成」補巻2、482ページ。
- 45) 同上、486ページ。農務局長ヨリ地方長官宛依命通牒「自作農創設維持補助助成規則施行ニ関スル件」(1937年11月6日)。
- 46) 西田美昭前掲論文、264ページ。
- 47) 「資料集成」第10巻、856~858ページ。
- 48) 「年表 明治・大正昭和農業史」、日本農業年鑑刊行会編「日本農業年鑑'90」別冊付録、家の光協会、1989年、60ページ。
- 49) 西田美昭前掲論文、271ページ。
- 50) 河相一成前掲論文、67ページ。
- 51) 以下、この項は、岡田知弘「1940年代農地問題の転変と戦後農村の再建」、岐阜経済大学地域経済研究所「地域経済」第8集、1988年、45~46ページ参照。
- 52) 「資料集成」補巻2、628~632ページ。
- 53) 河相一成前掲論文、84ページ。